

差別のない明るい飯山市を築く審議会（第4回）要旨

日 時 平成23年11月28日（月）

午後6時～7時30分

場 所 市役所4階 議員全員協議会室

1 開会 池川課長

欠席者 新井副会長 小林委員 山崎委員

2 あいさつ 常盤井会長

今回は最終の審議会とさせていただき、12月には答申にもっていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

3 協議事項 進行 常盤井会長

（1）飯山市人権政策推進に関する基本方針(案)について

会長 基本方針（案）について、特に変更点について重点的に説明いただき、その後、全体についてご審議をお願いします。

事務局 前回の審議会におけるご意見、ご提言と11月16日までにお寄せいただいたご意見を踏まえて修正をいたしました。変更点を中心に説明させていただきますのでご意見等をお願いします。変更部分には下線が引いてありますのでご覧ください。

『はじめに』「より一層の積極的な」を「より積極的な」に

1 頁「人権が保障される」を「人権が尊重される」に

〃 「民間団体」を「地域団体」に

2 頁「人間の尊厳や個人の尊重」を「人間の尊厳や個人の権利」に

〃 「人権が共存する人権尊重社会を実現するためには」を

「人権尊重社会を実現するために」に

〃 「自分の人権と他人の人権をも尊重することが大切です。」を

「自他の人権を尊重できる意識を醸成します。」に

〃 「自己実現、自立、社会参加」を「自己実現、自立、社会参画」に

3 頁「総合的に行政を推進」を「総合的に施策を推進」に

〃 「企画・実行・点検・改善」を「企画・実施・点検・改善」に

〃 「職員の資質の向上と人権意識の高揚を図ります。」を

「職員の資質と人権意識の向上を図ります。」に

〃 「すべての人の基本的人権を」を「すべての人の人権を」に

〃 「人権感覚を身につけられるように」を「人権感覚を育てる教育に」に

〃 「確かな学力の向上をめざす教育」を

「豊かな感性と自立した社会人としての資質を高める教育」に

- 〃 「児童生徒を目指して」を「児童生徒の育成を目指して」に
- 〃 「実践してきております。」を「実践しています。」に
- 〃 「人間としての尊厳と基本的人権が保障される民主的な社会を実現するために、全ての差別をなくす」を
「人権感覚を育てるとともに、身のまわりの生活の中にある差別や偏見
やいじめに気づき進んで解消しようとする」に
- 4 頁 「人権侵害を超えて」を「人権侵害を克服して」に
 - 〃 「すべての教育の基本」を「すべての教育の基盤」に
 - 〃 「幼保園」を「幼稚園・保育園」に
 - 〃 「人権尊重の精神を高め」を「人権尊重の精神を涵養し」に
 - 〃 「自然体験活動などにより、」を「自然体験活動など、」に
 - 〃 「近年、少子化・核家族化などの家庭環境の変化に伴い、家庭における教育機能の低下が指摘されており、子育てや家庭のあり方等に不安を抱く家庭が増加しています。」を削除
 - 〃 「ルール・マナーを身につけたり、社会性を習得したり、」を
「ルール・マナーや社会性を身につけたり、」に
 - 〃 「意識啓発を推進してきました。」を
「意識啓発を推進しています。」に
 - 〃 「しかし、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化などに伴い新たな人権問題が発生しているため、」を
「しかし、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化などに伴い新たな人権問題が発生する恐れのため、」に
 - 〃 「①団らんのある家庭づくりを促進し、」を
「①第三日曜日を『家庭の日』と定め、団らんのある家庭づくりを呼びかけ、」に
- 5 頁 「各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、」を「自主的な人権学習ができるよう、」に
 - 〃 「指導者の研修の」を「指導者研修の」に
 - 〃 「62 事業所が加入して企業内人権教育を」を「62 事業所が加入して自主的に企業内人権教育を」に
 - 〃 「市内企業における人権教育・啓発を推進してきました。」を「市内企業における人権教育・啓発の推進を支援しています。」
 - 〃 「今後は関係機関と」を「引き続き関係機関と」に
 - 〃 「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者」を
「人権にかかわりの深い職業従事者」に
 - 〃 「今後は、いままでの同和問題の研修により」を
「今後は、これまでの研修により」に
 - 〃 「職員については」を「職員は」に
 - 〃 「常に市民の基本的人権を尊重し、市民の権利を擁護する立場から、」

- を「人権尊重の視点に立って職務を遂行する立場から、」に
- 6 頁 「③教職員は、人格形成期に教育活動を通じて大きな影響を与えるため、子どもの実態や発達段階に即した指導ができるようきめ細かな人権教育を実施します。」を
- 「③教職員は、人格形成期に教育活動を通じて大きな影響を与えるため、自らの人権感覚を磨くとともに、子どもの実態や発達段階に即した指導ができるようきめ細かな人権教育をすすめる研修の充実を図ります。」に
- 〃 「⑤消防職員は、人命にかかわる職務が多いことから、人権の重要性を認識し、適切な対応が図られるよう、消防職場における人権研修を推進します。」を削除
- 〃 「マスメディアなど、様々な」を「相談窓口などを設置し、様々な」に
- 7 頁 いいやま女性プラン21が策定され、」を「いいやま女性プラン21が策定されました。」に
- 〃 「平成17年（2005年）第1次男女共同参画計画、平成22年（2010年）には第二次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」が策定されました。」は削除
- 〃 「また、平成13年（2001年）には、「飯山市男女共同参画推進委員会」と市民の自主的な参加を主体とした「いいやま男女共同参画市民会議」が設立されましたが、平成22年（2010年）6月に同市民会議は、一定の活動の成果を得て発展的解散となっています。」を
- 「平成13年（2001年）「飯山市男女共同参画推進委員会」が設置され、「男女共同参画づくり」を推進している様々な団体と連携しています。」に
- 〃 「また、平成20年（2008年）2月には、「飯山市男女共同参画づくり条例が制定されました。」を
- 「また、平成20年（2008年）2月には、「飯山市男女共同参画社会づくり条例」が制定され、平成22年（2010年）には5年ごとに計画を見直した第二次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」が策定されました。」に
- 〃 「②企業、家庭、地域、行政等において、固定的な性別役割分担意識に基づく様々な慣習や習慣の見直しが行われるよう啓発活動の充実を図ります。」を
- 「②固定的な性別役割分担意識の解消に向け、家庭・地域、企業・職場において、啓発活動の充実を図ります。」に
- 〃 「③学校教育では、」を「③幼稚園・保育園及び学校では、」に
- 〃 「④あらゆる分野の政策・方針決定過程への男女共同参画と行政、企業、民間団体、各区、PTA等の役員に女性の参画を積極的に促進するために啓発活動を進めます。」を

- 「④あらゆる分野の意思決定・方針決定過程への女性の参画を積極的に進めます。」に
- 〃 ⑤は削除
- 〃 「⑦セクシャル・ハラスメントに対する意識啓発と発生の防止に努めます。⑧女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて意識の啓発に努めます。」を
- 「⑥男女間のあらゆる暴力の根絶とセクシャル・ハラスメント防止のため、啓発活動に努めます。」に
- 8 頁 「しかし、子どもたちを取り巻く環境は、いじめ・校内暴力や児童虐待、児童買春・児童ポルノなど、懸念すべき状況にあります。インターネットや携帯電話を通じて、出会い系サイト等を利用した子どもたちが事件に巻き込まれ被害にあうケース、ニート、ひきこもり、不登校など子どもを取り巻く問題は一層深刻さをましております。」を
- 「しかし、子どもたちを取り巻く環境は、いじめ・校内暴力や児童虐待、インターネットや携帯電話を通じて、出会い系サイト等を利用した子どもたちが事件に巻き込まれ被害に遭うケース、ニート、ひきこもり、不登校など子どもを取り巻く問題は、懸念すべき状況にあります。」に
- 〃 「子どもの人間としての権利に対応し」を
- 「子どもの人間としての権利を大切にし」に
- 〃 「⑤市の『子育て支援センター』等で、引き続き相談体制の」を
- 「⑤市の『子育て支援センター』等で、引き続き子育て相談体制の」に
- 〃 「⑧校内暴力やいじめ、不登校などに対して、学校と連携して」を
- 「⑧校内暴力やいじめ、不登校などに対して、学校・教育事務所等の関係機関と連携して」に
- 9 頁 「精神的な虐待やその有する財産権の」を
- 「精神的な虐待や財産権の」に
- 〃 「高齢者も社会の重要な一員として」を
- 「高齢者も社会を構成する重要な一員として」に
- 10 頁 「④障がいのある人の自立や社会参加を促進するため、物理的な障害をなくすなど「福祉のまちづくり」を推進します。学校施設についても改善を進めます」。を
- 「④障がいのある人の自立や社会参加を促進するため、ユニバーサルデザイン化など「福祉のまちづくり」を推進します。公共施設についても改善を進めます」。に
- 11 頁 「⑦市芸術文化協会と協力しながら、人権文化創造活動を推進します。」を削除

〃 「⑩いいやま人権福祉センターに、引き続き人権福祉総合相談窓口を開設するとともに、人権教育・啓発の拠点となる「開かれたセンター」として、その充実に努めます。⑪就労・雇用対策については、公共職業安定所や関係機関と連携し、職業相談体制の充実に努めます。」を

「⑩いいやま人権福祉センターに、引き続き公共職業安定所や関係機関と連携した職業相談体制及び人権福祉総合相談窓口を開設するとともに、人権教育・啓発の拠点となる「開かれたセンター」として、その充実に努めます。」に

〃 「⑪就労・雇用対策については、公共職業安定所や関係機関と連携し、職業相談体制の充実に努めます。」は削除

〃 「しかし、社会では現実には、外国人であるがゆえの偏見や差別が生まれ、言語、文化、習慣等への理解不足から様々なトラブルが発生している現状があります。」を削除

以上のとおり、飯山市の現状にあわないものを修正し、より適切な文言に変更いたしました。ご審議をお願いします。

会長 かなりの箇所が訂正されています。ご指摘いただいた方は確認をお願いします。

事務局でも変えた部分はあるのか。

事務局 言い回しなど変えてあります。

会長 それではその辺も含めてご審議をお願いします。

委員 5 頁の一番下の①②について、主語・述語がわかりにくい不正確ではないか。

会長 修正案がありましたらお願いします。

事務局 おっしゃるとおりで①②はつなぎの部分を変えないとうまくつながらないので表現を変えたいと思います。

会長 事務局は分かるような表現に変えてください。

これが最後の審議会になると思いますので慎重をお願いします。

最初に、基本方針（案）に下線のひかれていない本日修正の部分についてご審議をお願いします。

4 頁「家庭教育の向上を図るための支援を行います。」を

「家庭教育の向上を図るための支援を行っています。」に

〃 「しかし、いじめ、不登校、暴力行為、偏見や差別が根絶されたとは言えません。」を

「さらに、いじめ、暴力行為、偏見や差別の根絶を目指します。」に

〃 「しかし、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化などに伴い新たな人権問題が発生する恐れのため、あらゆる社会教育の場で積極的な取り組みが必要となっています」を

「さらに、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化などに伴う新たな人権問題に対処できるよう、あらゆる社会教育の場で積極的な取り組み

が必要です。」に

〃 「参加体験型の研修を取り入れ、」を
「参加体験型の研修を取り入れるなど、」に

〃 「①第三日曜日を『家庭の日』と定め、」を
「①第三日曜日を『家庭の日』とし、」に

以上ですが、ご指摘いただいた委員さんはご意見ご説明がありましたらお願いします。

委員 「行います」では、「これからやります」と読めます。他の文章のつくりからみても単純に間違いで、「行っています」が正しいと思います。

「恐れのため」にはおしやれじゃない言い方だなあとということで、マイナスイメージを持たせないように夢のある推進方針にするようにということで「さらに」「対応できるように」「こうします」という形のほうがいいのかなと思います。内容的にはいいと思います。

「参加体験型の研修を取り入れ、」というとそれだけ限定になってしまうので、このような例、「参加体験型の学習を例として取り入れるなど」という適切な研修内容ということでいろんな広がりを持たせたほうがいいと思います。

委員 今の意見はすごくいいと思います。今回の災害で、福島が原発のことがありますのでこの「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化に伴う」のところに「災害」を加えてほしいと思います。

会長 皆さんよろしいですか。よろしければ事務局で「災害」の追加をおねがいします。ただ今のご指摘についてはいかがでしょうか。

6 頁「⑤消防職員は」は削除してよろしいですか。

事務局 消防職員の研修はこれまで通り行いますのでなんら変えることはありません。

会長 異論がないようですね。全体を通していかがでしょうか。

委員 11 頁の「外国人」ですが、下から 6 行目「外国の歴史や文化を正しく認識し」は「外国の歴史や文化を正しく理解し」のほうがいいと思います。

13 頁の 1 番と 3 番は「人権に関する施策」とありますが 2 番だけ「人権政策」と使い分けていますがこれは間違いではなくて理由があるんですか。

事務局 政策は少し大きな括り、施策は個別の、そんな意味です。

委員 わかりました。

会長 それぞれの専門分野でご指摘がありましたらお願いします。これでもう基本方針案の修正はできませんね。よろしいですか。

事務局 答申いただく文書は最終的にはみなさんにお送りします。

会長 これが最後ですので、あとで気がついた場合はどうしますか。

事務局 1 2 月 1 4 日が答申ですから、できるだけ早くお願いします。

委員 5 頁①②の先ほどのつなぎ方ですが、例えば「ため」という文言をいれると、主語をいれなくてもつながりがいいと思います。

会長 事務局は参考にしてください。

事務局 ここで事務局から提案をお願いします。一点目は順序ですが目次をご覧ください

い。第4章は「女性」から「様々な人権課題」の順になっていますが、中で検討した結果、県にならって「同和問題」を1番とし、2番が「外国人」、3番が「女性」、4番が「子ども」、5番が「高齢者」、6番が「障がいのある人」、7番が「様々な人権課題」という順番に変えさせていただきたいという提案です。

会長 県と同じということですね。やはり同じほうがいいと思いますね。皆さんはいかがでしょう。

事務局 とにかく順番は非常に大事で、やはり同和問題を1番にしたいと思います。よろしいでしょうか。

会長 はい。わかりました。再度記載の順番をお願いします。

事務局 1 同和問題 2 外国人 3 女性 4 子ども 5 高齢者 6 障がいのある人
7 様々な人権課題 の順番です。

会長 よろしいでしょうか。外に特にご意見がなければ閉じたいと思います。

事務局 12月14日に市長に答申となります。答申の文書は事前にご送付いたします。その後に部課長会にかけ、パブリックコメントということで全国の方からご意見をいただくわけですが、多少修正ができた場合は正副会長さんにご協議させていただくというような対応で処理させてもらってよろしいでしょうか。

最終的には来年4月までには審議委員さんにご送付したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

会長 これで閉じたいと思います。ありがとうございました。

(2) その他

★意見・要望

FAX 62-5990 (市役所3階)

メール jinken@city.iiyama.nagano.jp

郵 送 〒389-2292 飯山市大字飯山 1110-1

飯山市役所人権政策課 宛